

## 鳥取労働局 働き方改革推進本部 今後の実施事項

平成 27 年 5 月 14 日(木)  
鳥取労働局働き方改革  
推進本部第 2 回会議決定

今後の本部の実施事項は、以下のとおりとする。

### 1 年次有給休暇取得のトライアルチャレンジ

- ( 1 ) 実施期間は、7 月から翌年 3 月までの間とする。
- ( 2 ) 実施企業は、県内の企業から選定する。
- ( 3 ) 選定された各社は、上記( 1 )の期間に、年次有給休暇取得率向上を図る取組を実施する。また、この期間において、定期的に、年次有給休暇の取得状況についてフォローアップを実施する。
- ( 4 ) 翌年 3 月末に結果を取りまとめる。

### 2 トップセミナーの実施

- ( 1 ) 県、経営団体等と連携し、県内の企業のトップに対して、働き方改革に向けた取組事例(時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等)を紹介しながら、働き方改革に関する意識改革を促すためのセミナーを開催する。
- ( 2 ) 年次有給休暇取得促進月間(10 月)中に 1 回開催する。

### 3 県内企業に対するアンケート(10 月～年度内)

- ( 1 ) 県内企業に対し、働き方改革に関する取組について、専用のリーフレット等を配付し、悉皆的に周知啓発を行う。
- ( 2 ) ( 1 )の専用リーフレットの配付に併せてアンケート表を配付し、各企業における年次有給休暇の取得状況、取得促進に向けた取組状況等に関するアンケートを実施する。
- ( 3 ) 実施期間は、10 月から翌年 3 月までの間とする。
- ( 4 ) 翌年 3 月末にアンケート結果を取りまとめる。

### 4 県、労使団体等との連携

1 から 3 までの実施事項のほか、引き続き、県、労使団体等と連携し、地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組等を検討する。